平成２１年（フ）第１１３０号
大阪府茨木市上郡１丁目３番28号
破産者　浮羽試錐工業株式会社
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２４６号
大阪市北区梅田１丁目３番１―500号
破産者　コーナン株式会社
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２０７号
大阪府吹田市江坂町１丁目17番26号
破産者　ブックサークル株式会社
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７４６号
大阪府茨木市上中条１丁目２番３号
破産者　株式会社木下製畳所
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１６１号
大阪市此花区梅香３丁目24番４号
破産者　株式会社カワモト
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５２９号
大阪市北区紅梅町１番14号カサ・ビアンカ７階Ｃ号室
破産者　株式会社さん・あーと
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７１８号
大阪市西区北堀江１丁目６番５号
破産者　岡田工業株式会社
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９２０号
大阪府門真市大字上馬伏459番地の６
破産者　有限会社黒木住設
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９８６号
大阪府東大阪市中石切町１丁目１番32号
破産者　有限会社オージャスディヤーナ
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８２４号
大阪市浪速区幸町１丁目２番９―803号
破産者　アノア株式会社
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９４号
札幌市中央区北５条西29丁目２番１―105
破産者　株式会社中田ミノル建築デザイン事務所
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３１号
盛岡市名須川町23番９号
破産者　有限会社宮野木工所
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１４９６号
東京都町田市相原町1231番地
破産者　有限会社吉川設備工業
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４９７号
東京都町田市相原町1231番地
破産者　吉川　信夫
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３６６７号
横浜市都筑区大熊町872番地
破産者　アイコ産業株式会社
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９４号
京都市南区吉祥院新田弐ノ段町14番地の４、登記簿上の所在地京都市東山区今熊野宝蔵町41番地
破産者　大栄冷機株式会社
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
京都市中京区蛸薬師通東洞院東入ル泉正寺町318　Ｓｈｉｎｅ蛸薬師303号室、商業登記簿上の本店所在地京都市中京区三条通烏丸西入御倉町64番地　ＫＢアネックスビル１Ｆ
破産者　株式会社セッション
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
沖縄県うるま市石川東恩納654番地　２Ｆ
破産者　永吉　盛智
１　決定年月日　平成22年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１６０号
静岡県熱海市緑ガ丘町16番１号　笹良ヶ台市営住宅７号棟506号
破産者　髙坂　勝良
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５４５号
静岡県駿東郡清水町伏見49番地の２　パークサイドヴィラ205号、前住所静岡県三島市三恵台９番地の４
破産者　水田　　保
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０号
盛岡市下太田田中85番地８
破産者　山崎　千晶
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部